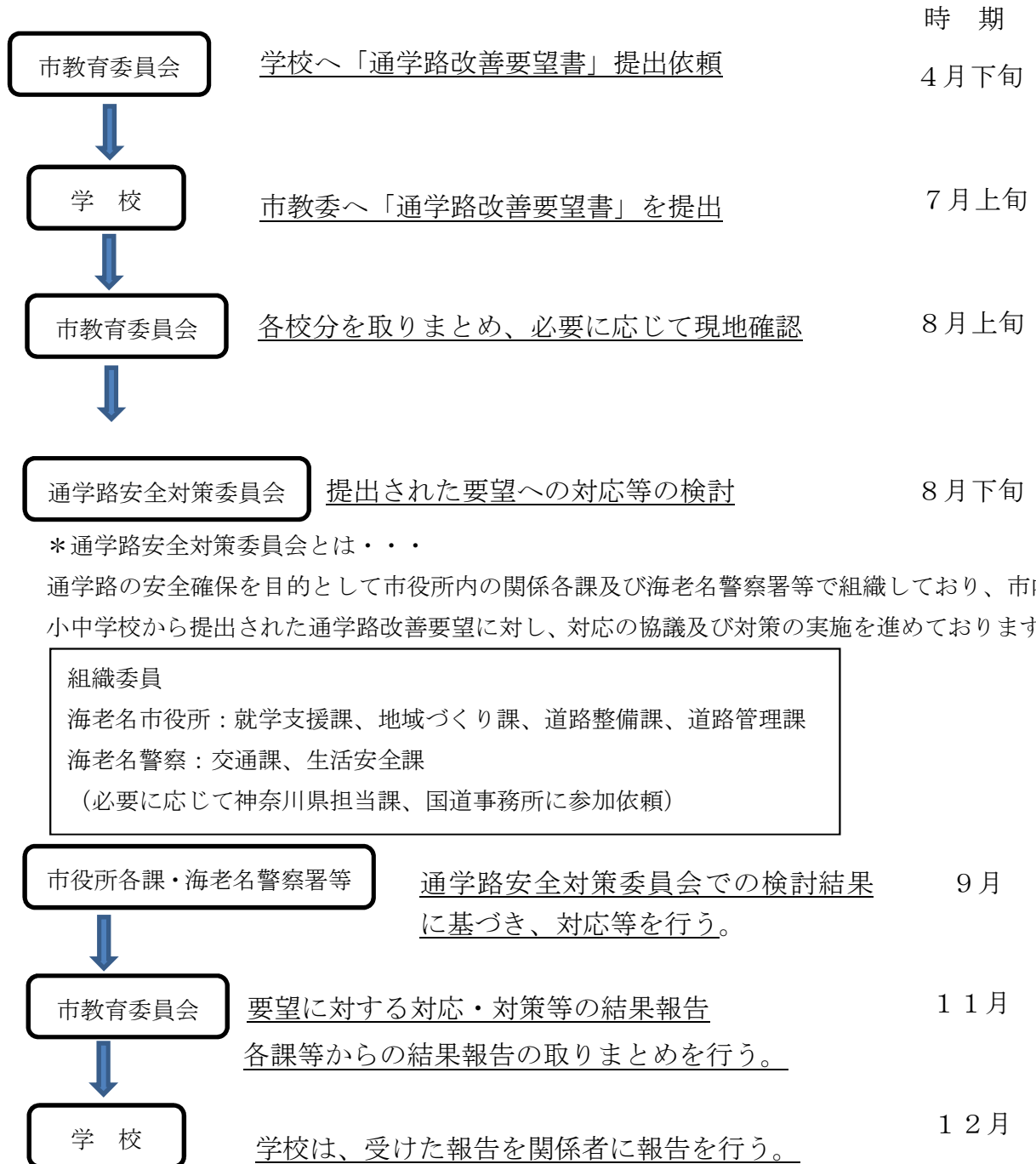


通学路改善要望にかかる手続き方法や留意点等について

(1) 通学路改善要望の基本要領



(2) 通学路安全対策委員会をとおさずに取り扱うことができる要望

ケース1：緊急性のある改善が必要な場合

児童生徒の登下校が困難な場合の緊急対応

(例)

- ・ 信号機の破損や故障 (海老名警察)
- ・ 通学路上に倒木 (各道路の管理者)
- ・ 電柱が通学路を遮断 (状況により市役所担当課・電力会社等民間企業)

①直接所管の担当課へ連絡



②状況の報告を受け各課で協議・検討



③現状を把握した上で対応

ケース2：軽微な改善が必要な場合

児童生徒が、より安全に登下校できるための安全点検・軽微な補修・改修
いずれも市道にかかる部分の補修・修繕に限ります。

(例)

- ・ 白線、路面標示、グリーンベルトなどの再塗装
- ・ 路面(歩道)の補修
- ・ カーブミラー、ガードレール等の補修
- ・ 電柱幕の修繕

①各学校から就学支援課就学支援係に要望書を提出



②就学支援課から関係各課等に連絡、協議



③関係課と学校関係者で対応

ミラーの補修



ガードレールの補修



(3) 通学路安全対策委員会で主に取り扱う要望

- ・計画的な対応を要する修理や整備
- ・予算計上を行い、大規模な工事が必要な場合

(例)

- ①通学路安全対策委員会で検討
- ↓
- ②通学路等の現状確認、安全点検
- ↓
- ③関係各課で補修・整備等計画、予算計上
- ↓
- ④施設・設備の設置・補修等

グリーンベルト塗装、再塗装



ポストコーン設置



電柱幕の設置、取り替え



交差点カラー塗装



白線の塗装、再塗装



(4) 道路・信号等にかかる設置基準

◆信号機設置の必要条件(参考：警視庁)

- ① 赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。
- ② 歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。
- ③ 1時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として300台以上であること。
- ④ 信号機との距離が原則として150m以上離れていること。
- ⑤ 交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できること。

◆防護柵（ガードレール）設置の必要条件

- ① 歩道が2.0m以上確保できる場合
 - ・車両用防護柵を設置して歩行者の安全確保することが効果的としている。
 - ② 歩道が1.0m以上確保できる場合
 - 車道と歩道の区分がない道路の場合は、路肩を0.5m設けた上で歩道を1.0m以上確保し、「高強度の歩行者自転車用柵」の設置が可能となります。
 - ③ 1.0m以上確保できない場合
 - ・車道の中央線を抹消等、歩道部1.0m以上を確保する必要があります。
 - ・歩道を片側に寄せて設置する方法が考えられます。
 - ・車道を狭くして歩道を確保する方法として一方通行規制があります。
- ※いずれの場合も、警察（公安委員会）との協議が必要になります。

◆横断歩道の設置について

横断歩道は、横断歩行者数や交通量等を総合的に判断し、道路の交通状況に合わせて、歩行者の安全を確保する必要のある場所に公安委員会が設置しています。

◆カーブミラー・道路標識の設置について

カーブミラー、道路照明灯、道路標識等の交通安全施設は、国、県及び市町村などの道路管理者がそれぞれ設置しております。市道のカーブミラーの設置は、自治会からの要望のみとなります。

※詳しくは・・・ここにアクセス

(<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf1017.htm>)

信号機・横断歩道設置に関する権限は警察（公安委員会）になります。神奈川県警察では、道路標識・交通信号機意見箱（標識BOX・信号機BOX）窓口が設置されております。

(5) 用語解説

◆グリーンベルト

グリーンベルトは、歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーに歩行スペースであることを視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるとともに通行帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐことを目的としています。

◆ポストコーン

高い視認性でドライバーを誘導。昼間時は視認性に富んだ鮮明なオレンジ色がドライバーを安全に誘導します。素材は、柔軟性と復元力のある特殊ウレタン樹脂を使用し、誤って車両がポストコーンに接触しても復元します。

◆防護柵（ガードレール）

ガードレール等の道路用防護柵の設置の主目的は、進行方向を誤認した車両の路外逸脱防止、車両乗員のけがや車両破損を最小化にとどめるためにあります。また、逸脱した車両による第三者への人的・物的被害の防止や車両の進行方向復元が目的とされています。

◆道路標識

道路の傍らに設置され、利用者に必要な情報を提供する表示板である。日本では、交通事故を未然に防ぐための規制・危険箇所への警戒喚起、または、交通の円滑化などのために、指示・案内を目的に設置されています。

◆電柱幕

電柱幕とは電柱に掲示する看板です。「スピード落とせ」「あぶない、とびだし」等の注意喚起に使われるほか、地域の防犯看板としても活用されます。夜間でも目立つ反射生地を使った電柱幕もあり、自治体の見守り活動に活用されることも増えています。

(6) 各所管

種別	所管	要望事項
国道	国	国道にかかる歩道白線、道路補修、ガードレール等の設置等
県道	神奈川県	県道にかかる //
市道	海老名市	市道にかかる //
交通関係	海老名警察署 (海老名市)	道路標識、路面標示(一時停止等の交通標示)、横断歩道、交通規制等

(7) 要望提出の留意事項

◆過去の要望への回答についてもご確認いただき、要望内容を精査していただきますようお願いいたします。

◆児童生徒が通行できず、迂回せざるを得ないような、大至急の対応が必要となる要望（信号機の破損や故障、道路上に倒木がある、電柱が倒れている等、大至急対応しないと人命に関わるような内容の要望）については、教育委員会を通さず直接各担当部署に連絡してください。

◆児童生徒が通行できるが、より安全に登下校ができるための軽微な補修・改修の要望（歩道白線、路面標示、グリーンベルトなどの再塗装、路面（歩道）の補修、道路標識、カーブミラー、ガードレールなどの修繕等の要望）については随時受け付けますので、教育委員会へ要望書を提出してください。ただし、要望内容によっては担当部署で早期の対応ができない場合もあります。

◆通学路安全対策委員会で協議を行うのは交通上の要望（横断歩道の設置、歩道の設置等）のみだけではなく、防犯上の要望（通学路の人気のない場所へのパトロール実施要望等）もお受けしますので、要望として提出してください。

◆民地や私道に対する要望（民地から出ている樹木の剪定、民地の所有物の撤去、私道の補修など）は、通学路安全対策委員会では対応できません。

◆児童生徒の通学に関すること以外の要望は通学路安全対策委員会では対応できません。

要望事項の詳細

要望事項	種類	要望内容の主な例	注意事項
1 信号機	新設	児童（生徒）が〇人通学で通るので、信号機の設置をしてほしい	信号設置には、一時間当たりの車両通行量が300台以上、車道幅員、歩行者の滞留場所、信号期間距離150m以上等の条件があります。通る児童生徒数、設置希望場所を必ず明記してください。（希望場所が明記されていない要望には対応できません。） 過去設置できないと回答した場所には、原則としてその設置できない理由が解消（改善）されていない限り、 新設はできません。
	修繕	信号柱が曲がっているので直してほしい	至急の対応が必要なので、直接海老名警察署に連絡してください。
2 横断歩道	新設	児童（生徒）が〇人通学で通るので、横断歩道を設置してほしい	通る児童生徒数、設置希望場所を必ず明記してください。ただし、横断待ちの歩行者が待機するための滞留場所がない場所、通行車両数が少ない場所、見通しが悪い場所には設置できません。
	修繕	横断歩道が薄くなっており、塗り直してほしい	必要の都度要望書を提出してください。
3 交通規制 (標示・標識)	標示・標識	新設 「学校、幼稚園、保育所などあり」の警戒標識を 設置してほしい	どこに、どの方向から見えるよう設置を希望するか、わかるように明記してください。 丁字路に一時停止の標示は行っていません。公道は「徐行」の路面標示は警察の交通規制に基づくものではないため、新規塗装、再塗装は現在行っていません。
	修繕	一時停止の標示が薄くなっており、塗り直してほしい	必要の都度要望書を提出してください。最高速度表示の補修は行っていません。標識の視認度良好な場合は、 ダイヤモンドの補修は行っていません。
4 交通規制 (通行規制)	時間による 通行規制 一方通行化	新設 通学時間の車両通行を規制してほしい	規制をかけることにより近隣住民などにも影響が出るので、 地域の合意が必要 となります。近隣自治会に諮り、 地元合意が得られた後、学校長、自治会長連名で別途依頼書を添付し、提出 してください。（ 地元合意がない状態での要望は参考意見扱いになってしまうため、警察では規制対応はできない とのことです。） 要望書に依頼書が添付されていない場合は、受理できません。
5 電柱幕	新設	〇〇方向から来る車に見えるように、「通学路注意」と電柱幕を設置してほしい	どの方向から、誰に対しての注意喚起の電柱幕であるのか、また、どこに設置を希望するのかを明記してください（設置希望箇所は「この電柱」というように、必ずピンポイントで特定してください）。 電柱幕は取り付けられる電柱がない場所や、電柱幕の設置により歩行や視界を妨げてしまう場所には設置できません。信号柱は取り付けできません。 民地内にある電柱は、民地所有者の承諾を得てから要望をご提出ください。
	修繕	電柱幕の文字が消えかけているので取り替えてほしい	必要の都度要望書を提出してください。
6 路面表示	スクールゾーン・ゾーン30	新設 抜け道でスピードを出す車が多いので、路面にゾーン30の標示をしてほしい	スクールゾーンについて 海老名市内では、現時点でスクールゾーンを設定している場所はありません。過去に塗装された箇所について再塗装は行いません。スクールゾーン設定を行うことができる区域は、学校を中心とした概ね500m四方の範囲で、幹線、または準幹線道路に囲まれた区域（幹線道路等には設定できません）です。
	修繕	ゾーン30の表示が薄くなっているので塗り直してほしい	ゾーン30について 設定は、地域住民や通行車両に大きな影響を与える交通規制が行われることがあるため、設定を希望する場合は、 学校関係者、自治会等地域住民で意見を調整し、合意が得られた後、連名で別途依頼書を提出してください。 なお、要望の際はどこに設定を希望するか地図に記入したものを資料として提出願います。（ゾーンの設定範囲には、通学路だけでなく、日常的な子どもたちの活動範囲も含まれるため、地図上に日常的に子どもたちが遊んでいる場所や通行している所も記入してください。） 要望書に依頼書が添付されていない場合は、受理できません。

要望事項の詳細

要望事項	種類	要望内容の主な例	注意事項
6 路面表示	グリーンベルト、外側線	新設 道路の東側にグリーンベルトを設置してほしい	道路のどちら側にどこからどこまで設置してほしいのかを必ず明記してください。ただし、道路幅員が狭い場所への設置は困難です。
		修繕 薄くなっているので塗り直してほしい	必要の都度要望書を提出してください。
	丁字路、 十字路標示	新設 丁字路、十字路の路面標示をしてほしい	場所を地図で正確に明記してください。
		修繕 薄くなっているので塗り直してほしい	必要の都度要望書を提出してください。
7 歩道・歩道橋	新設	〇人が登下校で使用したが、歩道がなくて危険なので設置してほしい	通る児童生徒数、どこからどこまで道路のどちら側に設置を希望するかを必ず明記してください。道路幅員が狭い場所には歩道の設置は困難です。歩道橋は、設置希望方向と同方向への横断歩道がある場所には設置できません。
	修繕	歩道橋の階段に穴が空いているので直してほしい	必要の都度要望書を提出してください。ただし、緊急性が高い場合は直接道路管理者に要望してください。
8 道路補修	修繕	路面にでこぼこがあるので直してほしい 側溝のふたを修復してほしい	場所を地図に正確に明記してください。 ただし、緊急性が高い場合は直接道路管理者（県道：厚木土木事務所東部センター道路維持課、市道：道路管理課）に要望してください。
9 歩行者柵、 ポール等	新設	道路の南側に歩行者柵を設置してほしい	道路のどちら側に、どこからどこまで設置してほしいのかを明記してください。ただし、道路幅員、歩道幅員が狭い場合、設置できません（設置したことによりすれ違い、親の手つなぎ、ベビーカーの通行が困難になると想定される場合は設置不可）。
	修繕	曲がっているところがあるので直してほしい	必要の都度要望書を提出してください。ただし、緊急性が高い場合は、直接道路管理者に要望してください。
10 カーブミラー	新設	南から西が見えるように設置してほしい	カーブミラーは車から車を見るために設置しています。車から人、または人から車を見るためのものではありません。R2年度より通学路改善要望として、設置要望は提出できなくなりました。設置要望は、自治会へお申し出ください。
	修繕	〇〇交差点にあるカーブミラーが割れているので直してほしい	必要の都度要望書を提出してください。ただし、ミラーが割れている等、緊急の対応が必要となる場合、直接道路管理者に要望してください。
11 その他	その他		詳しく記載してください。